

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	一
○漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(七件)	(水産業基盤整備課)	一
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	三
○保安林の指定	(同)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四

告 示

○宮城県告示第三百八十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業藤田地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。
なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和六年六月十一日

縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

縦覧期間

令和六年六月十二日から令和六年七月十日まで

縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第三百九十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定により、なお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)に係る使用料の徴収事務を令和六年三月二十九日次のとおり委託した。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

本吉郡南三陸町志津川字沼田百一番地

南三陸町

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十一号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定により、なお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用(漁獲物を陸揚げする場合に限る。)に係る使用料の徴収事務を令和六年三月二十九日次のとおり委託した。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

塩竈市旭町一番一号

塩竈市

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、なお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、関上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和六年三月二十九日次のとおり委託した。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により、なお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を令和六年三月二十九日次のとおり委託した。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市潮見町二百五十一

特定非営利活動法人 気仙沼清港会

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

気仙沼市八日町一丁目一番一号

気仙沼市

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 委託年月日

令和六年四月一日

五 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

牡鹿郡女川町女川一丁目一番地一

女川町

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 委託年月日

令和六年四月一日

五 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

石巻市穀町十四番一

石巻市

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容

石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料

三 指定年月日

令和六年四月一日

四 委託年月日

令和六年四月一日

五 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢虚空蔵五の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

〔次のおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

黒川郡大郷町石原字檀越一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字檀越一六（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

〔次の図〕及び〔次のおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年六月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十一日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	
登米市東和町米川字飯土井九三番八地先から	同市東和町米川字土手前七番三地先まで	前 一〇・六 二二三・四	後 一〇・六 二二三・四
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		一〇・六 二二三・四	三三〇・〇 三三〇・〇

○宮城県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年六月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	登米市東和町米川字飯土井九三番八地先から 同市東和町米川字土手前七番三地先まで	令和六年 六月十一日

○宮城県告示第四百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画道路

- 2 名称 一・四・四号 松島幹線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

- 1 追加しようとする土地の区域

松島町 初原字日当、初原字黒ヶ沢、初原字金井神、初原字宮ノ入、初原字の場の各一部

- 2 廃止しようとする土地の区域

松島町 初原字中田、初原字樋渡の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、利府町役場（都市開発部都市整備課）、及び松島町役場（企画調整課）

四 縦覧期間

令和六年六月十一日から六月二十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年六月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
女川町浦宿浜字浜田六十四番八、七十番二、八十三番、八十四番、百六番

株式会社セブナイイレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町八番地八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）